

低入札価格調査基準の変更について

阪神高速道路株式会社が発注する工事及び建設コンサルタント業務等における低入札価格調査基準を、2019 年度より変更します。

1. 工 事

阪神高速道路(株)が 2019 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を 70%~90%から 75%~92%に変更します。
(なお、「建築」に関しては、算定式におけるこれまでの運用について明記しました。)

従来の算定式
<p>① 工種「電気、電気通信及び機械器具設置以外」に係る工事</p> <p>契約制限価格の 70%から 90%の範囲で、契約制限価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直接工事費の 97% ● 共通仮設費の 90% ● 現場管理費の 90% ● 一般管理費等の 55%
<p>② 工種「電気、電気通信及び機械器具設置」に係る工事</p> <p>契約制限価格の 70%から 90%の範囲で、契約制限価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直接工事費(製品費を除く)の 97% ● 直接工事費(製品費)の 90.7% ● 共通仮設費の 90% ● 現場管理費の 90% ● 一般管理費等の 55%



改正後の算定式
<p>① 工種「電気、電気通信及び機械器具設置以外」に係る工事</p> <p>契約制限価格の 75%から 92%の範囲で、契約制限価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直接工事費の 97% ● 共通仮設費の 90% ● 現場管理費の 90% ● 一般管理費等の 55% <p>※ 工種「<u>建築</u>」に係る工事について、直接工事費の額は、「施設工事積算基準(営繕編)」の直接工事費から現場管理費の一部に相当する額(以下、「現場管理費相当額」という。)を減じた額とする。また、現場管理費の額は、「施設工事積算基準(営繕編)」による現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。</p>
<p>② 工種「電気、電気通信及び機械器具設置」に係る工事</p> <p>契約制限価格の 75%から 92%の範囲で、契約制限価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直接工事費(製品費を除く)の 97% ● 直接工事費(製品費)の 90.7% ● 共通仮設費の 90% ● 現場管理費の 90% ● 一般管理費等の 55%

2. 建設コンサルタント業務等

阪神高速道路(株)が2019年4月1日以降に手続開始の公示を行う建設コンサルタント業務等のうち、「測量」の業種区分を対象に低入札価格調査基準の範囲を60%~80%から60%~82%に、「地質調査」の業種区分を対象に低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48に変更します。

(なお、「建築等設計」に関して、これまでの運用について明記しました。)

従来の算定式					
業種区分	①	②	③	④	設定の範囲
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費×4.8/10	—	契約制限価格の60~80%
建築等設計	直接人件費	特別経費	技術料等経費×6/10	諸経費×6/10	契約制限価格の60~80%
土木設計	直接人件費	直接経費	その他原価×9/10	一般管理費等×4.8/10	契約制限価格の60~80%
地質調査	直接調査費	間接調査費×9/10	解析等調査業務費×8/10	諸経費×4.5/10	契約制限価格の2/3~85%
補償	直接人件費	直接経費	その他原価×9/10	一般管理費等×4.5/10	契約制限価格の60~80%
その他業務	積算内訳に応じて、上記のいずれかの業種区分を準用して調査基準価格を設定する。				



改正後の算定式					
業種区分	①	②	③	④	設定の範囲
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費×4.8/10	—	契約制限価格の60~82%
建築等設計(注)	直接人件費	特別経費	技術料等経費×6/10	諸経費×6/10	契約制限価格の60~80%
土木設計	直接人件費	直接経費	その他原価×9/10	一般管理費等×4.8/10	契約制限価格の60~80%
地質調査	直接調査費	間接調査費×9/10	解析等調査業務費×8/10	諸経費×4.8/10	契約制限価格の2/3~85%
補償	直接人件費	直接経費	その他原価×9/10	一般管理費等×4.5/10	契約制限価格の60~80%
その他業務	積算内訳に応じて、上記のいずれかの業種区分を準用して調査基準価格を設定する。				
【注】業種区分「建築等設計」に係る業務には、一部「土木設計」の算定式を用いる場合がありますので、公示資料等を参照して下さい。					

問い合わせ先
 阪神高速道路株式会社
 経理部 契約課 TEL: 06-6203-8888